

## 木材サミット 2018 の概要

## I. 総論

## 1. 開催日程・場所

木材サミット 2018 は、平成 30 年 7 月 25 日（水）13:00～16:35 に大建工業(株)東京事務所（秋葉原）3F セミナールームにおいて開催された。

## 2. 出席団体・出席者、傍聴者、報道関係者等

木材サミット連絡会（以後、連絡会）に参加している 20 団体（内オブザーバー出席 2 団体）から 34 名の出席者（内 1 名は世話人を兼任、傍聴者 2 名）とその他の世話人 4 名を合わせて合計 38 名が出席した。出席者の内、団体の代表者は 12 名、それに準じる副理事長等は 2 名であった。また、大建工業(株)の外山竜也氏、坂田 徹氏が事務局補助として出席した。

## 3. 開会

澤田世話人より歓迎の挨拶と、会合の予定、会場等について説明があり、司会者を富田世話人とする旨の紹介があった。

## 4. 開会挨拶

富田世話人より、参加者への謝辞が述べられ、討論への協力の要請が行われた後、有馬、今村、澤田世話人に司会の補佐を依頼して進行を務める旨の説明があった。

## 5. 出席者紹介

司会者より、資料 B を基にして、今回の出席が初めてとなる出席者の紹介が行われた。なお、団体の関係者や役職の変更が紹介された。

## 6. 報告

## (1) FIT・バイオマス発電に関する調査について

司会者より、報告資料 1 に基づき、木材サミット 2017 において懸案とした事例収集について、参加団体が随時報告できるように調査用紙を昨年 9 月 1 日に配布したことが報告された。

## (2) 「木材利用と地球環境」に関する刊行物の出版について

司会者より、報告資料 1 に基づき、大日本山林会との共同企画として刊行を進めることになり、大日本山林会の機関紙「山林」に本年 4 月より 12 回（月刊）程度の連載が開始されたこと、また、そのカラー版が大日本山林会と連絡会のホームページにアップロードされていることが報告された。さらに、連載終了後に電子版とカラー版の刊行物を作成する予定であることが報告された。

## (3) 「木材教育に関する情報提供会—木材教育の今後を考える」の開催について

司会者より、報告資料 2 に基づき、本年 2 月 19 日（月）に開催した標記情報提供会について報告があり、講師に謝辞が述べられた。なお、講演に使用された PowerPoint 原稿をホームページにアップロードすることを検討したが、写真が多く容量が大きいため実施していない旨の報告があった。

## II. 主要課題

## 1. 最近の木材利用促進の動向に関わる情報交換と情報共有について

司会者より、主要課題の討論の進行方法が、資料 1、2 に基づいて説明された後、各団体から以下の通り発言があった。なお、概要の作成にはアンケート調査の回答も参照している。

## 1. 1 森林環境税について

林野庁林政部木材産業課木材製品技術室長齋藤健一氏による講演「林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて」(配布資料 2 参照)が行われ、その中で「森林環境税の概要と施行に向けたスケジュール」について詳しい説明があった。講演の後、事前のアンケート調査で提出されていた以下の様な質問や意見を司会者が取りまとめて紹介し、齋藤氏ならびに随行した同木材製品調査班専門職平山翔一氏との意見交換を行った。

### (1) 税の使途、自治体への助成について

都市における税金の使途、都市部における森林環境税の使い道として、建築物の木質化等があげられているが、国産材利用を進める上で効果的な税金の活用方法を早急に検討するための優良事例の掘り起こしや共有化等の必要がある。

### (2) 都市部における譲与税の用途について

森林が所在しない都市部の自治体における、効果的な環境譲与税の用途はどのようなものになるのか。

### (3) 施策立案に関する自治体への適切な指導について

森林環境税の制度設計に対して、多くの苦労があったことと推察される。内容について特に意見はないが、森林環境譲与税の使途に関して、自治体が具体的施策を立案・実施するに当たり関係者と十分に協議頂きたい。

### (4) 意欲的に取組もうとしている市町村や特別区などの例について

原木や製品のサプライチェーンがグローバル化し、広域化を目指す中で、県や市町村単位の「地域材」の活用が、逆に地産地消で囲い込みの動きにならないような仕組み、国・県の指導が必要である。

### (5) 同税の各自治体への配分についての具体的スケジュール、使途の明確化、算出根拠の説明が必要

自治体ごとの住民への対応策は異なると言われている。また、納税者からの期待度も異なるだろう。それらをどう把握しているのかを発信する必要がある。持続可能な森林の整備と木材の使用推進が目的と思うが、具体的に誰が、何に、何故、何処で、いくら使用するのか、また算出根拠 1000 円/人(総額約 600 億円)などを説明する必要がある。例えば施業補助、温暖化防止、公共造建築補助等を明確にすべきである。また、森林の多面的機能(災害防止、水減涵養機能、国土保全、地球温暖化防止など、試算約 70 兆円)の効用を再度金銭評価し、その維持のために 1000 円/人が算出されたという説明が必要である。

### (6) 木材利用の促進について

森林環境譲与税は、各自治体が使途を決め予算化するが、都市部では主に木材利用促進に使われ、地域産材の活用が主流となるが、無垢材や製材以外は生産拠点が必ずしもその自治体にあるわけではなく、材料の横持ちや加工にコストや環境負荷が生じる。木質ボードの生産拠点は全国に 20 ほどあり、個社で未利用材や地域産材の対応も可能であるが、「国産材」という括りで活用した方が合理性があり受発注もしやすくなり利用促進が図れると思う。その仕組みを木材サミットで提案できないか

### (7) 合法証明ガイドラインや CW 法との関連において何か変化があるのか

森林管理のために税による補助金を受ける森林所有者・素材生産事業者等に、ガイドラインや CW 法上の変化はあるのか。

### (8) 新たな森林管理システムの対象について

新たな森林管理システムは、すでに再生林が行われておらず、その見込みがない森林について、どのように機能することが期待されるのでしょうか。更新の確保は、循環型資材として安心して国産材を使い続けられるかどうかに関わるのではないかと。

### (9) 森林の現状に関する情報共有について

一般の方々に森林環境税の必要性を広く理解してもらうためには環境変化に密接な影響を及ぼす森林の役割と現状に関する情報を共有化することが不可欠である。森林の役割・現状に関する理解不足が顕著である状況を鑑みると拒否感が優先することが危惧される。森林に関する知識普及にサミットがどう寄与できるのか、木材産業関係者の役割は重いのではないかと。

### (10) 地域林政アドバイザーと資格について

市町村に派遣する地域林政アドバイザーの人材確保はどのように行うのか。また、地域林政アドバイザーの資格として技術士（森林部門）をどのように位置づけるのか。

(11) 森林環境税による木材関連講習会や木材教育関係事業等への助成について

山本繊維板工業会 PB 部長：これから市町村への税の譲与が行われるが、その使い道の1つとしてこれから市町村への税の譲与が行われるが、その使い道の1つとして木材教育等の木材関連講習会の開催等や、木材利用促進のための普及活動の一環として各団体が学生等への啓蒙活動を行う場合等に、その助成を受ける可能性があるのではないかと。

1. 2 総合的課題（木材に関する全般的な課題等）について

(1) 木質ボードの認知度が低い

ボード類（PB、MDF、IB、HB）の合計で、2017年の国内生産量は188万<sup>m</sup>、輸入110万<sup>m</sup>になるが、下地材や建材・家具などの化粧材基材が多いため、露出することが少なく、業界関係者以外への認知度が低い。昨年、一般への普及・啓発のためエコプロ2017など3回の展示会に参加したが、改めて認知度の低さを実感したところである。同じような課題を抱えている団体等と連携したい。

(2) 新たな展示会の取組について

昨年、日本木工機械展／ウッドエコテック2017に合わせてウッドワンダーランド2017を開催した。林野庁、愛知県、木材産業関連団体・企業、マスコミ（新聞社、テレビ局）などの協力を得て開催にこぎつけた。初めての取組でもあり、不安もあったが、幕が開ければ台風来襲にも拘らず大盛況でした。一般の子供連れ、高校・大学生の方等幅広い見学者を集めることが出来、木材の魅力を広めるといふ当初目的は十分達成できた。同様の展示会の継続開催を望む声も多く、来年度開催を模索しているところである。機械産業としては木材産業の活発化が必要であり、木材産業あげての取り組みに育てたいと考えており、皆様方の積極的な関与を期待しているので、ご意見・ご要望をお願いしたい。

(3) 木材産業におけるSDGsおよびESG投資への対応について

最近、SDGs(持続可能な開発目標)に賛同する企業が増え、またESG投資(E: Environment、S: Social、G: Governance)に注目する機関投資家の増加に対応し、その課題に前向きに取り組む企業が増えている。ESG課題への対応を考える際に木材産業にとって有利な側面として、木材利用の拡大が地球温暖化防止(E)や林業による地域の活性化(S)に貢献している事実が科学的に既に明らかになっている点であるが、現時点では木材産業全体としてそのような潜在的な優位性を十分に生かしきれておらず、他産業と比べて遅れをとっている状況である。当会では、研鑽会「木材産業におけるESG」を開設し、毎月の勉強会を開催するなど、ESG課題対応に関する取組を進めている。

(4) 外国人労働者の確保（外国人実習制度の対象業種の追加等）について

木材産業には、2号外国人実習制度が認可されていないので、対象業種への追加指定が必要である。また、外国の産業発展のための外国人実習制度ばかりでなく、現在政府で検討されている在留資格の制度の見直しも重要課題である。

(5) 環境税の知名度、関心度は地域により対象者の社会経済的立場により異なるとすれば、異なるアプローチが必要

3月から環境税をテーマにした活動を行っている。今後の対応事業は、基本的情報の提供と事例をあげ、具体的な意見を収集し集約を図りたい。関心度は人により温度差あるが、特に女性の関心が高いようである。

1. 3 HWP（伐採木材）、地球環境問題等の動向について

(1) マテリアルリサイクルの炭素固定の定量化と評価について

当工業会では2000年から環境宣言を行って、第4期目標設定を行い活動中である。2017年の木質ボード全体の原料の比率は建築解体材等が61.6%、合板・製材残材が26.7%である。その中でPBは建築解体材等が84.1%、合板・製材残材が12.2%である。9割がマテリアルリサイクルであり、林野庁の調査では、木質バイオマスエネルギーに使われている建設解体材等が398万<sup>t</sup>で240機の発

電設備、1972機のボイラーがあり、今一度、リサイクル木材の整理が必要と思われる。

(2) 再造林放棄問題について

木材利用が地球温暖化防止に貢献するためには、その前提となる森林の持続可能性にとって、植林するかどうかを含めて再造林を確保する（モニタリングし、不都合があれば是正する）仕組みが十分でない。川上と川下が一体となって、循環型林業を構築する必要がある。

(3) HWPの廃棄も考慮したCO<sub>2</sub>蓄積量とカーボンクレジットの動向について

一般論として、HWPは社会的に認知度が低い論点であり、地球環境問題と並立的に論じるには社会的には難しいし、専門的すぎる。世間への周知は困難と思われる。かりに展開するとすれば以下の通りとなる。

HWPについては、製品として使用されれば、森林と同様CO<sub>2</sub>の蓄積がなされている訳でその評価はなされるべきである。ただ、運搬・加工される際に、CO<sub>2</sub>の排出を伴い、また、その製品が使用済みになった場合に、どのような評価をするか、森林の場合と同様に国際的に賛同が得られるようなルール決めが必要になる。今後の動向として、CO<sub>2</sub>の排出削減のために、自国の森林のCO<sub>2</sub>蓄積量や海外でのREDD+の活動によるCO<sub>2</sub>削減について、その評価をどのようにするのか、例えばカーボンクレジットとしてトレーディング可能にするのか、その方向性を示す必要がある。

1. 4 FITによるバイオマス発電について

(1) 本年度以降の新規稼働設備の影響について

昨年は建築解体材などチップ原料は価格・量ともに比較的安定していた。昨年のFITへの駆け込み申請で混乱していたエネルギー庁も昨年10月から認定された事業者名と発電規模を毎月公表し、以前より具体的になった。しかし、未利用、木質ペレット/PKS、建築解体材といった燃料比率と稼働・未稼働の実態は掴めない。一定グレードのチップを毎月計画的に利用する当業界と木材チップサプライヤーの継続的な取引を維持する上で、FIT動向は極めて不安定である。

そもそも論として、森林林業基本計画で自給率50%を目指しているが、輸入ペレットは対象になるのか、また海外から持ち込んだ木質ペレット・PKSを、国内で燃焼しCO<sub>2</sub>を発生させることは、将来、国際的なCO<sub>2</sub>排出権取引の対象として不利にならないのか等が疑問である。

(2) 既存事業者への影響に配慮について

バイオマス発電設備の急増により、建設系廃木材の利用がマテリアルからサーマルにシフトしつつある。既存事業者への影響を及ぼさないとするガイドラインの基本原則を守る施策を進めるべきである。

(3) FIT制度導入による木材価格への影響の把握について

FIT制度導入により、C、D材等低質材等の木材価格の下支えとなっているが、B材及びA材の価格がバイオマス用材価格に影響され、A材、B材及びC・D材の価格差が、小さくなっている。トータルとして、多様な樹種から構成される立木の持つ本来の価値がどの程度実現されているのか、有効利用されているのか把握が必要である。本来、環境に優しいと言われる木材のカスケード利用がバイパス利用になっているのではないか。更に、現在の国産材価格等では、森林の再造林は困難と考えられており、林業県の多くで再造林率は、極めて低い状況であり、抜本的対策が必要である。

(4) 熱電併給事業の拡大について

20年間の買取期間終了後の事業継続性を高めるためには、熱の活用が不可欠であるが、地域の熱需要が乏しいため、熱電併給事業が拡大していない。工業団地で発電し、団地内の熱消費事業体に売却する、あるいは、熱消費事業体を誘致する取り組みや、林産企業の熱電併給事業を助長するような制度設計（熱FIT等）の検討が必要である。

(5) 再造林の徹底、エネルギー変換効率の向上等について

熱利用をベースにした木質バイオマスエネルギーの利用に転換すべきである。マテリアル利用（カスケード利用）の観点から、現行のFIT売電価格の見直しをすべきである。地産地消の推進と主伐後の再造林を徹底させるべきである。現在使用されているプラスチックは約2000万トンであるが、木材あるいはバイオマスリファイナリーにより代替可能である。

## 1. 5 公共建築物等における木材利用状況・オリンピック・パラリンピック関係施設

### (1) 現在建設中の新国立競技場の施設に防腐処理木材が使用されている

当組合員の会社が新国立競技場整備事業のスタンド観客席を覆う大屋根に使用するカラマツや杉、軒庇の製作に携わっている。これらのことは、新聞やテレビでも、ふんだんに木材が使われていることが報道されている。当工業会の関係事項としては以下のことがある。

- ・集成材・ムク材の耐久性向上を目指し、防腐・防蟻処理を施すこととしている。
- ・雨掛かりにならない部分は K3 相当、外周軒庇の木材は耐久性の高い K4 相当で乾式処理する。
- ・使用材料はすべて森林認証を取得した国産材とのこと。
- ・防腐木材の数量は約 1800 m<sup>3</sup>とのこと（全体での木材使用料は 3000 m<sup>3</sup>）。

### (2) 木材利用率の向上 和の文化の発信について

構造用 MDF/PB が耐力面材として告示がなされ、大面積の耐力面材のボードを供給できるので非住宅木造建築物へ利用も期待できる。グリーン購入法の「再生木質ボード」として、広く公共建築物等の内装材やオフィス家具・備品などに多く使われている。

オリパラにおいては、和の文化の紹介・輸出が国の方針であり、畳も和室のアイテムである。インシュレーションボードは畳床の 8 割（面積ベース）を占めており PR を継続する必要がある。

### (3) 木造建築の防耐火について

本年 4、5 月の月例研究会では、木造建築の防耐火をテーマに取り上げ、防耐火法令から見た木造建築の現状、木造防耐火技術の開発動向について情報提供した。今後、木造防耐火建築の普及を図るためには、2 時間耐火構造の開発、施工コスト低減、S 造や RC 造との混構造の模索などの課題があげられる。

### (4) 民間建築物・中高層建築物の木造・木質化の推進

政令指定都市における行政の緩和、例えば容積率を上げること等が必要である。

### (5) まだ普及について十分ではなく、その方策と木の良さと良くないことの説明が必要

林野庁が 2016 年度の公共建築物の木造率が 11.7%と発表しているが、それをヒアリングしてみると全体の公共建物の 67.7%が木造可能であったとの報告がなされている。そのため、今後、公共建築の普及には木造化・木質化のアドバイザーを置いて確認することはできないだろうか。また、木造建築の場合、木部の変色や微小割れなどは免れず、ユーザーにこんなはずではなかったと思わせないように、まず、最初に木の良さと良くない点を説明し、良くない点は定期的なメンテナンスで解消できることを理解してもらうことは必要である。その際に、このような木のアドバイザーが重要な役割を担うと考える。

## 1. 6 「合法木材伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に関する動向

### (1) 施行 5 年後の見直しに向けて

木材関連業界においてすでに定着している合法証明ガイドラインによる合法木材供給事業者の団体認定と CW 法の事業者登録との違いが分かりにくいといわれている。前者は 12200、後者は 100 余りである。CW 法においては、合法証明ガイドラインも活用できることとしているため、信頼性確保のためガイドラインの運用徹底を図ることが必要とされている。

そこで国は、取組状況の把握とともに、合法証明ガイドラインのあり方についても検討を行う予定としている。認定団体の立場としては、すでに出来上がっているガイドラインに基づく信頼性の高い事業者が発行する証明書が連鎖する仕組みを引き続き維持して頂き、CW 法とガイドラインにおける両者の取組主体と対象物品の相違について見直しを行い、事業者や消費者に合法木材利用の意義が分かり易く周知され、利用の促進が図られることを希望している。

### (2) 国産材の流通コストアップと合法性確認について

CW 法に基づく木材関連事業者の登録は、5 登録実施機関の合計で 100 件を超えた。昨年末からのスタートで、現状の登録事業者数をどのように評価するのか難しいところ。本来の趣旨は、海外からの違法伐採木材対策がメインであったはずだが、国産材についても輸入材と同等のチェック（ロットの小さい国産材の方が、単位当たりでは大変）が求められ、事務的・経費的負担が増大し、流通コス

トの増加となり、中小業者の経営を圧迫する恐れがある。一方、手間のかかる新たな登録制度による、合法性確認の厳密性は、従来の林野庁が定めたガイドラインによるものと大差ないという印象である。厳密に合法性と持続性を担保しようとするれば、認証森林からの認証材まで求めざるを得ず、国内の林業者・木材関連業者で対応できるのは、事務と経費の点で一部に留まると思われ、最終需要者が何を求めるのか、多くが様子見の状況である。

### (3) CW 法に関する木材関係者の構えについて

建築業界に対して CW 法登録の普及に努めているところであるが、①木材業界が率先して CW 法登録を徹底すべき、②違法伐採木材の排除総論ではなく CW 法登録の直接的な意義を明確化すべき等の反応がある。木材関係者として、業界を挙げて本制度への対応を徹底し、育てていく構えが必要。

### (4) クリーンウッド法のインセンティブについて

登録木材関連事業者は 120 件を越えているが、この程度に留まっているのは魅力がないからと思われる。現在の林野庁のガイドラインでは、合法性証明のための方法しか記載されておらず持続可能性については、触れられていないので改定が必要である。持続可能性も証明することができる CW 法とすべきである。

## 1. 7 団体独自の動向や新しい課題等について

### (1) PEF (Product Environmental Footprint、環境フットプリント) の動向

EU の欧州委員会で、製品のあらゆる環境負荷を統合化して一つの数値で表す PEF 制度が検討されている。計算ルールである PEF CR は 10 種類作成されており、この内、decorative paint (装飾用塗料) が建物の室内外に使われている木質材料(家具も含む)に施されている表面塗装に適用される。自主的な制度と義務的な制度に分ける検討が行われているので、欧州に木材製品を輸出している企業には情報収集を勧める。

### (2) 適合チップ認定制度の創設について

FIT 制度により、木質チップの品質向上と安定供給がますます求められている。そこで、団体自らが特に品質向上の具体的な取り組みを進めるため、関東協会で「適合チップ認定制度」を創設した。これは木質チップ生産者が、異物混入防止を軸に、高品質な木質チップを生産するため、作業手順書の策定、工場・設備の点検をはじめ、労働安全や社会貢献活動などを進め、品質向上はもとより会社の社会的価値向上に取り組む制度である。需要者は、適合チップ製造事業所に認定された生産者のチップを優先して調達に努めることとし、生産者と需要者が共同宣言している。この制度を全国的に展開するため、現在、検討を進めている。

### (3) 中大規模木造建築物の担い手の確保・育成について

公共建築物等への木材利用も進みつつあるが、中大規模木造建築物の発注があっても、必ずしも円滑に受注する態勢が整備されているとはいえない状況にあると考えられる。具体的には、建築物の設計、施工に精通している技術者等が不足しており、また、これら建築を担う事業者や技術者の情報も整備されておらず、発注者側も事業者選定に苦慮している現状にある。このため、昨年度、10 団体からなる WG が、中大規模木造建築の工場加工・現場架設を担う業種として「木質構造工事業」という区分を建設業法に設けることを国交省に提案したところである。今年度は、中大規模木造建築物の施工管理、工場加工・現場架設等において求められる知識・技術(技能)を改めて特定し、必要となる研修・資格制度について検討することとしている。

### (4) 働き方改革、物流改革について

会員の従業員の全国のルートを対象とした営業の仕事は、合板・木材・建材・住機等の見積(積算)・納期(工期)打合・仕入(検収)・加工・アSEMBル・納材(工事)・アフターフォロー等が主な手順となっている。建築・建設の発注から見れば、施主・元請け・一次下請け・二次下請け等の構造のなかN次下請けとして納材(工事)を受ける立場が多い。したがって、個別に散在する現場ごと事情を背景とした要望・要求に対処していかなければならない。

こういった実態のあるなか、団体としては、国の「働き方改革」の推進をはじめとする環境の変化

に対応して、従業員と会社との適切な労使関係を築いてゆく姿勢を示してゆくこととしている。また、現場配送などにおける見積もりを超える過剰なサービスの解消も、団体として検討してゆくこととしている。

(5) 木造化に関する政策課題に応じた諸活動について

非住宅・中大規模建築物の木造化に向けて、29年度には、CLT建築に関連して、設計施工マニュアルの拡充、実証的建築支援・実証成果の普及、高耐久CLT規格や現し設計に向けたX（クロス）マーク金物規格の検討・整理、木造3階建や混構造に係る構造設計技術資料の発行、機関誌における五輪競技施設の木造化や構造用JAS製材の建築利用上の意義に関する特集などを行った。

また、30年度には、引き続きCLT建築関連のほか、中大規模木造建築分野的を当てたテキスト作成、部材開発等のほか、構造計算技術資料の発行などに取り組むとともに、改正建築基準法関連規則改正等の動向に即応した技術関連業務について、積極的に検討していく考えである。

(6) 木材研究成果の発信力強化と木材教育強化について

編集発行しているJournal of Wood Science誌（現在IF 1.413）を次年度よりフルオープンアクセス化する。これにより、会員以外の方でもSpringer社ウェブサイトより無料で全論文を閲覧することが可能となる。和文誌においてもオープンアクセス化を検討している。

その他、年次大会発表部門に機能性バイオ材料部門（口頭）を設立し、木質バイオマスの化学利用推進を目的に製紙会社から役職指定理事（産学官連携推進担当）を追加した。また、レベルに応じた教材（教科書、イーラーニング等）の作成検討している。

(7) コンクリート・鉄からJAS木材製品への需要拡大事業について

本事業の趣旨・目的から特定の木材製品に限ることなく合板も含めたJAS木材製品等、幅広く補助制度の対象とすべきである。

2. FIT制度によるバイオマス発電について生じている問題等の事例集約について

司会者より、木材サミット2017において、FIT制度の運用や取引等の現場で起こっている問題等は地域や業種で異なっていると思われるので、事例を集めて行政等に対応してはどうか、また木材業界の意見を集約してはどうかとの提案があったことから、各団体に事例の収集を依頼しているとの説明があった。その後、3団体から以下の説明があった。

(1) 情報開示が望まれるポイントについて

エネルギー庁等の関連省庁に開示が必要と思われる事柄については、以下の通りである。

- ① 木材チップには、塩素分やアルカリ（Na、K）等が含まれており燃焼の際に除去装置が無い非対応設備は、競合関係にないので公表が望まれる。
- ② 林野庁の調査で発電が240機とあるが、非売電（自家消費）あるいは売電は98、自家消費135とあり、非FITの発電の動向も気になるので公表が望まれる。
- ③ 認定されたが、新制度により事業者計画認定されていない認定を早く削除することが望まれる（昨年度末491件を認定している）
- ④ エネルギー庁の公表は、(1)未利用2000kw未満、(2)未利用2000kw以上、(3)一般、(4)建廃に分類されているが、実際は燃料ミックスが多い。ミックス比率でチップ需要が左右されるので、ミックス比率とその算出基準を公開が望まれる。

また、以下の発言があった。

資源エネルギー庁が公表した5月末時点での資料によれば、現在認定を受けているのは519件、その内で既存設備からの移行分46件、FIT制度によって新規に認定された設備が473件であるが、新規認定の中で既に稼働しているのは82機である。従って、これからまだ400近い設備が稼働する事になるが、大半が一般木材を燃焼するという設備であり、そこで実際に使われるのは輸入材が大部分である。現時点では国内の木材やチップへの悪影響は出ていない。しかしこれだけの輸入材がこれから燃焼されるということは、為替や現地シッパーの動向次第で国内の木材やチップが大きく影響を受ける可能性はあり、その影響をチェックしていかなければならない。つまり国内の木材業界としては、FITによって大量に燃焼される輸入材がきちんと計画通りに入ってきてもらわないと困るという事

になる。一方で国民感情として、FIT分を電気代としている徴収されているのに、バイオマス発電の場合は、その費用が本来の目的であった国内森林整備とか国産材活用とかでなく、輸入材に当てることになるというのは、如何なものかという疑問は残る。

## (2) 各地で生じている問題の事例について

全国的あるいは地域で生じている問題については、以下の通りである。

- ① 全国的に、ガイドラインでは木材原料の各段階（伐採、製材、チップ等の業者）のそれぞれの間での証明の連鎖がないため、不適切な処理が行われる可能性がある。証明が発生段階から消費されるまで連鎖することが望ましく、不適切処理に対する罰則等の創設が求められる。
- ② 中国地方では、バイオマス発電所の設置により、燃料用の木質チップが不足気味の地域が表れている。
- ③ 四国地方では、発電燃料の需要増があるが、もともと急峻な地形により搬出コストが高いため、未利用材の価格が上がっており、コスト減の方策が求められる。
- ④ 九州地方では、ボード等に利用できない丸太が出てくるため、当初想定した間伐材の利用が進んでいない。
- ⑤ 東海地方では、型枠業者が有価でFIT用に出すこととなり、一部原料の入荷が悪くなり、既存産業への影響が出ている。板面表示による判断で適正な取り扱いがなされているかの評価が必要である。

## (3) 燃料の安定供給について

発電事業者の、認可容量は、当初予想の602万～728万kwに比べて1205万kw増加して、1.6～2倍となっている。認定容量では近い将来、燃料の木質バイオマスが不足するので、燃料の安定供給体制を確保することが必要である。そのための、国内の燃料用材の伐採計画の促進、海外からの輸入のFITとしての適正、さまざまな燃料バイオマスとの混焼、ペレットの利用する専用設備等について検討が必要である。

## 3. 基本的・一般的活動、情報発信等の全般的な重要課題について

司会者より、昨年までの木材サミットでは、基本的・一般的活動、情報発信等の全般的な面から多くの課題が提案されてきたが、改めて各団体が重要と位置付けている課題を調査した旨の説明があった。

### (1) 木材産業におけるSDGsおよびESG投資への対応

木材産業に限らず、全産業的に取り組むべき重要な課題であり、木材産業におけるESG情報の整理と潜在的優位性の活用方法の検討が必要と思われる。また、当日配布された配布資料2を基に業界における取組が紹介された。

## 4. 木材利用に関する教育・人材育成に関する課題について

司会者より、前章と同様に、昨年までの木材サミットでは、教育・人材育成等の面から多くの課題が提案されているが、改めて各団体が重要と位置付けている課題を調査した旨の説明があった。

### (1) エコプロ等の展示会を通じて一般や木育イベントに参加する

エコプロ等の展示会に参加することに意義がある。

### (2) 啓発・単発的な啓発・単発的な講義などを目的とした講習会等への講師の派遣について

当工業会として、これらの活動等への講師派遣が可能である。

### (3) 小学校や自治体の環境施設における出前講義について

かつて小学校に対して出前講座を実施したが、魅力ある講座内容にするには研究・工夫が必要である。また、自治体の環境施設で小学生とその親を対象にリサイクル木材を活用した工作講座を実施しているが、木材活用の啓発に関する魅力ある、そして簡潔な内容の研究が必要である。専門家としてのアドバイスや講座内容の策定にノウハウを頂きたい。

### (4) 大工・工務店及び建築士等の連携強化のあり方について

当連合会の木材アドバイザー取得者は700名を超えたが、建築士連合会のCPD制度等を通じた建

築士、大工・工務店等との連携を進めている。

(5) 高校生・教師を対象とした木材産業見学会について

木工機械の展示会と見学会を共同開催しているが、実際に動いている機械の見学や森林・木材の役割の話などに興味を持っているようである。

(6) 新卒学生、転職希望者に対する木材産業のPRについて

人材確保の面から、木材産業の魅力PR、企業と木材産業への就業希望者との接点をつくる仕組み作り等が必要である。

(7) 外国人技能実習制度の活用について

同制度および事例に関する情報の整理と発信が必要である。

(8) 林産教育と木材産業の現場で求められている人材教育充実のための技術士の必要性

現状では大学における林産教育と木材産業の現場で求められている人材教育には乖離がある。このギャップを埋めるために、新たな制度における技術士（林業・林産が統合した森林部門）が林業・林産のジェネラリストとして木材産業界において認知され、人材育成のツールとして機能することが望ましいと考える。当会では産学官連携推進委員会内に技術士小委員会を組織し、技術士の在り方と今後の対応について検討している。木材業界における技術士の役割を具体的に示し、技術士の必要性を明確化し、受験者増加に繋げる取り組みを実施する。

(9) 木材科学・木材工学を担う人材を教育のための教育コンテンツの作成について

大学教員定員削減の影響で、ひとつの大学で木材科学・木材工学を担う人材を教育することが不可能となりつつある中、木材学会木材教育委員会においてレベルに応じた教育コンテンツ作成を検討している。木材業界の要望を反映した教育コンテンツを作成したいので、是非、サミットメンバーにも参画していただきたい。

(10) 医学系研究者との連携について

木や緑の心理・生理的な確証を得るために医学系の人材との定期的な連携あるいは人脈形成により医学系といつでも共同実験ができる環境づくりが必要である。

(11) 木育派遣講師のリスト化について

中期長期の視点から木育を重要な事業と考える。今後も対象層ごとのウェイトが変わることがあっても、一貫した方針であり、木育派遣講師のテーマや話題別等のリスト化が必要である。

5. 今後の事務局体制と運営について

司会者より、大建工業（株）にこの4年間事務局をお願いしていたが今回のサミットで任期が終了すること、ならびに（公社）日本木材加工技術協会副会長の所属企業に連絡会事務局を置くとしている現在の取決めを廃止したいとの提案があり、了承された。

### III. 閉会挨拶

有馬世話人より、以下の通り閉会の挨拶が行われた。

長時間の熱心なご討論でしたが、ありがとうございました。最近、我々木材関係者にとって若干気になることを感じていますので紹介させて頂きたいと思います。

それは建築やゼネコン関係分野の方々の感触ですが、木材利用や森林が重要なことは十分承知しているとの雰囲気があるように思います。しかし、建築は森林との間にある木材産業を意識しているものの実情は知らないように感じています。例えば、木材はカーボンニュートラルだからFIT制度によるバイオマス発電で木材を利用することに問題はなく、切ったら植えれば良い言っただけに単純に考えているように感じています。実際には、50年生の木を切ってエネルギーに利用すると、50倍の面積に植林しないと1年間では炭素ストックを元に戻せないこと、また、切ったら植えることで済むということは何らかの形で50年分の面積があり、そこに保育され担保されていることを理解していないと思います。

このような面から、木材産業がマテリアル利用により炭素をストックする産業であることをもっと明確にアピールする必要があると思います。「林業の成長産業化」という表現がよく使われますが、「林業・

木材産業の成長産業化」ということが上がってきたことに注目したいと思っています。今後の動向には十分注視していく必要があります、木材利用の意義をもっとアピールする必要があると思っていますが、業界の皆様のご尽力が必要と思いますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

なお、閉会に当たり司会者より、事務局をお願ひしていた大建工業（株）と冬木敏夫氏、澤田知世氏、外山竜也氏、坂田徹氏、近藤潔氏、ならびに、前世話人であった長谷川賢司氏に感謝とお礼が述べられた。

以上

(資料一覧) 以下の資料は、内部資料であり公開していない。

- 資料 A 木材サミット 2018 出席者座席表 (当日配布)
- 資料 B 木材サミット連絡会参加団体と木材サミット 2018 の出席予定者一覧
- 報告資料 1 連絡事項 2 件とお願ひ (配信メール、2017/09/01)
- 報告資料 2 木材教育情報提供会開催要領
- 資料 1 木材サミット 2018 における主要課題の討論の進行について
- 資料 2 木材サミット 2018 の主要課題に関するアンケート調査の集計結果
- 参考資料 1 木材サミット 2014～2017 で提案された主要課題一覧
- 配布資料 1 講演資料「林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて」  
林野庁木材産業化木材製品技術室長 齋藤健一氏
- 配布資料 2 DAIKRN GROUP REPORT 2018 (大建工業株式会社)